

フード特区第1・第2期計画の評価及び計画終了後の北海道における食関連産業の目指す方向性に関する調査事業委託業務 企画提案書作成要領

1 様式等

- (1) 企画提案書の様式は任意とします。(別紙様式を参考に作成してください。)
- (2) 用紙の規格は、A4判縦長とします。
- (3) 文章を補完するため、適宜、写真、イラスト等を使用してください。
- (4) 様式に書ききれない場合は、適宜枚数を増やしても構いません。

2 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書に記載する項目は、次の事項です。

(1) 会社等概要

様式に沿って各項目を記載してください。

(2) 総括責任者及び業務担当者

総括責任者及び業務担当者は、当該業務を実際に担当する方について知るためのものです。提出後に当該業務を担当できなくなった場合には、プロポーザル選定を取り消すことがありますので、確実に担当できる方の氏名、役職、経験年数、主な実績を記載してください。

(3) 業務実施体制

当該業務を実施するに当たっての体制について記載してください。また、連携する外部機関がある場合は、当該機関との関係についても記載してください。

(4) 過去に実施した本事業と類似する業務実績

過去に国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した類似・関連業務の実績を記載してください。

(5) 業務処理スケジュール

委託業務開始から完了までのスケジュールについて、一般社団法人北海道食産業総合振興機構との月2回程度の協議や各地域関係者等へのヒアリング時期を含め、一連の流れが分かるように記載してください。

(6) 「フード特区の成果についての評価」に関する事項

次のア～ウについて、基本的な考え方と具体的なとりまとめ方法等を具体的に記載してください。

ア 目的に対する評価

- ・研究開発拠点、輸出拠点に対する評価等

イ フード特区の実績評価

- ・目標の達成状況に関する評価(新型コロナウイルスの影響を含む)
- ・優遇制度の活用とその効果・影響
- ・フード特区の活動実績に対する評価

ウ フード特区の総合評価(内閣府)等の分析

- ・特区の目標に対する評価
- ・他の国際戦略総合特区の成果例との比較
- ・関係機関及び企業等からの評価

(7) 「北海道及びフード特区エリア内における食関連産業の現状・課題・問題点（新型コロナウイルス禍の影響、規制・制度を含む）の調査」に関する事項

次のア～エについて、基本的な考え方と具体的なとりまとめ方法等を具体的に記載してください。

- ア 一次産業（農業・水産業）の現状・課題等
- イ 研究開発、高付加価値化に向けた取組の現状・課題等
- ウ 食品製造業の現状・課題等
- エ 販路拡大（輸出）の現状・課題等（輸出が増えない要因等）

(8) 「実施報告書の作成」に関する事項

報告書の編成方針、記述・構成や図表・データなど取りまとめ方法等を詳細に記載してください。

(9) 業務処理に要する見積価額

消費税及び地方消費税相当額を含む価額及び積算内訳について、記載してください。

3 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の提出部数及び方法

ア 提出部数 15 部

それぞれ別紙様式の表紙をつけてください。企画提案者名は1部のみ記載し、残りの14部には記載しないでください。

企画提案者名を記載しない14部については、表紙の企画提案者の欄及び「1 会社等概要」の「会社名（法人名）」から「従業員数」の欄までを空欄にして、企画提案者が分からないよう提出してください。

また、書類は必ず、ダブルクリップ等で留めてください。

イ 提出期限 2020年11月26日（木） 17：00（必着）

ウ 提出方法 提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）してください。

エ 提出場所 一般社団法人北海道食産業総合振興機構

担当：企画総務部 吉田、久安

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌 MN ビル8階

電話番号 011-200-7000

F A X 011-200-7005

(2) その他

ア 電子メールによる提出は認めません。

イ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。

ウ 選定された企画提案書は返却しません。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却します。

エ 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 企画提案書の作成に際し、データ等の個別提供は原則致しませんので、必要に応じ内閣府地方創生推進事務局ホームページ (<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/index.html>) 及び一般社団法人北海道食産業総合振興機構ホームページ (<https://www.h-food.or.jp>) をご参照ください。

4 企画提案書に関するヒアリング

プロポーザル審査会においてヒアリングを実施します。（ヒアリングの日時、場所は別途通知します。）なお、ヒアリングに参加しない者の企画提案書は無効とします。

5 問い合わせ窓口

本事業の企画提案に関する問い合わせ窓口は、3（1）エと同じです。